

健康福祉委員会会議記録

1. 日 時 令和7年2月27日(火) 午後1時

1. 場 所 第2委員会室

1. 出席委員

委員長	西	村	敦
副委員長	ほ	と	だ
委員	野	口	じゅん
〃	沢	田	あきひと
〃	太	田	丈之
〃	川	畑	いつこ
〃	と	く	たけ
〃	と	く	たけ
〃	つ	ち	や
〃	増	田	好秀
〃	竹	内	清海
〃	加	藤	武央

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

こども部次長	杉	山	育	子
こども施策課長	井	上	雄	一
ぴあぱーく妙典こども 施設開設準備担当室長	斎	藤	葉	子
こども家庭相談課長	須	賀	裕	子
発達支援課長	内	池	清	香
子育て給付課長	栃	澤	大	介
こども施設入園課長	富	永	進	也
幼保施設計画課長	長	谷	川	皇
幼保施設管理課長	田	中	英	一
幼保施設管理課副参事	渡	邊	眞	理
福祉部次長	寺	島		崇
地域共生課長	宮	本	隆	之

地域包括支援課長	奥野真一郎
介護保険課長	尾瀬太一
障がい者支援課長	加藤俊也
障がい者施設課長	倉壽賀
生活支援課長	山田洋孝
生活支援課副参事	鈴木隆広
市営住宅課長	富川雅晴
保健部次長	樋口智昭
保健医療課長	小森裕治
健康支援課長	坂井創一
疾病予防課長	佐藤美奈
国民健康保険課長	矢部誠

1. 会議に付した事件

- (1) 議案第46号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第47号 市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 議案第48号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第49号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第55号 令和6年度市川市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された事項

第1条	第2項	歳出	第3款	民生費
〃	〃	〃	第4款	衛生費のうち 第1項保健衛生費
第3条	繰越明許費の補正の追加のうち民生費			

- (6) 議案第56号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (7) 議案第58号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第57号 令和6年度市川市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(9) 議案第60号 令和7年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項

第1条	第2項	歳出	第2款	総務費のうち別紙 1、2記載の経費
〃	〃	〃	第3款	民生費のうち第1項 第4目国民年金費を 除く全部
〃	〃	〃	第4款	衛生費のうち 第1項保健衛生費
第3条	繰越明許費の補正の追加のうち民生費			



## 会 議 概 要

午後 1 時開議

○西村 敦委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会する。

---

○西村 敦委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員の皆様におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法、1、総括、2、初回総括 2 回目以降一問一答、3、質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者の方々におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名のった上で発言されるようお願いしたい。

---

○西村 敦委員長 議案第46号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○幼保施設管理課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○西村 敦委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。次に移る。

---

○西村 敦委員長 議案第47号市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○幼保施設管理課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○西村 敦委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

---

○西村 敦委員長 議案第48号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○幼保施設管理課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○西村 敦委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

---

○西村 敦委員長 議案第49号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○幼保施設計画課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

願ひ申し上げる。

○西村 敦委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。  
次に移る。

---

○西村 敦委員長 議案第55号令和6年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会に付託された事項を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔地域共生課長、障がい者支援課長、介護保険課長、こども施策課長、こども施設入園課長、子育て給付課長、幼保施設管理課長、こども家庭相談課長、生活支援課長、保健医療課長、疾病予防課長、健康支援課長、幼保施設計画課長 説明〕

○西村 敦委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たってはページ数、項目を明示されるようお願いする。

質疑はないか。

○増田好秀委員 初回総括2回目以降一問一答で3点お願いする。

まず39ページ、1項社会福祉費3目高齢者支援費18節負担金補助及び交付金、補助金のゴールドシニア事業（スマートフォン購入費）補助金が6,800万円減額補正されているが、想定を下回ったとのことである。そもそも想定金額を多くしてしまったこともあるかもしれないが、もしずれた原因が分析できているのであれば伺う。単純に持っている人は持っている、持っていない人は、これを使っても買わなかったとの分析をしているのか。もしくは、そもそも補助負担比率が2分の1と少なく、4分の3であればもっと使われていたか、最終的にどのように分析しているか伺う。

2点目、41ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金、負担金の保育園用地地中埋設物撤去費負担金である。場所が大洲と中国分

とのことであつたが、1,030万円のうち大洲と中国分の割合。繰越明許費のときに言っていたが、分かっているならば、埋設物が何か伺う。

3点目、45ページ、4目保育園費10節需用費の光熱水費で500万円の減額補正である。水道料金が安くなったとのことであつたが、この補正はどのように分析しているか。値上げがあると思つて多く見積もつたので下回つたとのイメージなのか、それぞれの保育園が水道料を少なく使つた理由があるのか伺う。

3点、よろしく願ひする。

**○地域包括支援課長** 39ページ、ゴールドシニア事業（スマートフォン購入費）の減額についてお答えする。

積算が過大であつたのではないかと御指摘だと思われるが、こちらの事業は施政方針の重点施策、誰一人取り残さないまちに位置づけて、スマホデビューを考えていながら利便性の恩恵を受けられてない全てのゴールドシニアの後押しになればと考へたものである。このことから、事業費の積算に当たっては、スマホをお持ちでない方々が積極的に社会参加に御活用いただくことを想定し、スマホの非保有率にゴールドシニアの外出支援事業のチケット75の申請率を乗じて事業費を積算したものである。

事業を実施する中で見えてきたこととしては、チャレンジ75として同時に実施したデジ活講座については、上半期は定員の6倍を超える申込み、下半期にも2倍以上の申込みがあつたこと、また、同じくチャレンジ75に位置づけているデジタル地域通貨I C H I C Oにおいても、アプリ利用者のうち、75歳以上の方が5%を超えている状況があつた。そのほか、健康ポイントA r u c oの登録者についても75歳以上の方々が15%以上と、他の事業の効果もあり、本市のゴールドシニアのスマホ所有率が想定よりかなり高かつたことが分かつた。

**○幼保施設計画課長** 41ページ、保育園用地地中埋設物撤去費負担金についてお答えする。

1,030万2,000円の内訳であるが、大洲保育園分が730万2,000円、中国分保育園分が300万円である。大洲については、かなり広範囲にわたつてコンクリートガラが埋まつていたが、全て撤去工事まで終わつている。また、中国分については、まだ調査中であるので全量が判明するのはこれからとなる。

**○幼保施設管理課長** 45ページ、保育園費第10節需用費の光熱水費について御説明する。

光熱水費については、令和6年度の当初予算が令和4年度決算額の95%で積算しているところである。それに対して、今年度、ガス料、水道料、下水道使用料

が余剰になり、今回減額補正をお願いするものであり、一番多くはガス代が下がっている。これについては、それぞれ各保育園が節減に努めていただいていることがやはり一番大きいと感じている。

**○増田好秀委員** 1点だけ確認したい。39ページのゴールドシニア事業（スマートフォン購入費）で、今の説明を聞いていると、結局、スマートフォンを持っている人はもっと活用したいみたいな需要が高いのに対して、市川市はこれから、情報はホームページなどのデジタルで伝えようとの気概があるので、もちろんゴールドシニア事業に関して、持ってない人たちにスマホを持ってもらいたいとの意図があったと思う。

話を聞いていて、そのような人たちのスマホの購入意欲を出させるのは意外と難しいと思い、同じことを言うが、もちろん持っている人は持って、持っていない人は持っていない。この持っていない人は、もしかしたら携帯電話やピッチの時代から持っていないような人たちであると思う。そこを100%にする話ではなく、いざ、このような事業を行っていく上で、何かそのような方たちに広めるには、もう一工夫が必要。繰り返しになってしまうかもしれないが、ゴールドシニア事業でいろいろある中で1つというより、そこを強く押し出していないと難しいと、今回の減額を受けて感じた。

先ほども言ったとおり、本当に2分の1でよかったのか。数万円するものの半分、その人たちの購入意欲を求めたのか。もちろん、いたずらに増やして税金を投入するのが正しいのか、そのような議論はあると思うが、市川市の目指す姿勢として、どのようなところを狙っていくかが課題というか、今後考えていかなければいけないのかと思ったので、この点を共有する。

**○とくたけ純平委員** 最初に項目を述べて以降一問一答でお願いします。まず、39ページ、障がい者支援費の19節扶助費で介護給付費等4億円で説明いただいたが、当初考えていたよりも、これだけ増えた背景をどのように考えているのか。45ページ、22節の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金償還金、47ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の27節の国民健康保険保険基盤安定等繰出金である。

最初が、障がい者支援費の介護給付費等で4億円増額になっている背景を詳しく伺う。

**○障がい者支援課長** これは増額補正で、前回も一度補正をかけて御説明したが、補正前、12月補正の時点においては、月の支出が6億7,000万円ほどであった。補正の御承認をいただき、月の支出額が大体6億7,000万円から7億円ぐらいになっ

ている。今回の補正予算を計上した時点で集計したところ、昨年12月から本年2月までの支出が7億3,000万円ほど増えている。月によって暦の日がちがったり、上限はあるが、そのようなことで利用が確実に増えてきている。前回の補正予算の額では、恐らく年度末にはさらに足りなくなると見込んで今回増額補正をお願いしている。

額が増えた理由であるが、明確な分析、予測がなかなか難しい面があるが、金額がとても増えているので私も近隣市の状況を聞いてみたが、船橋市、柏市、松戸市も前年度に比べて9億円、10億円増えている状況で、利用者のうち障がい者数も増えているが、利用者数の増加に伴うとのことで増額補正をお願いしたところである。

**○とくたけ純平委員** 分かった。理由の分析はこれからだと思うが、今後さらに増えていく傾向かと思うので、背景なども分析しながらサービスの向上も含めて検討いただきたい。

続いて、45ページの児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金償還金も御説明いただいたが、これは実績ベースで差額が出たとのことであるが、当初の見込みと比べて差額が出ていることについて詳しく伺う。

**○こども家庭相談課長** 児童虐待防止対策等総合支援事業であるが、補助金の事業名が2つある。1つが市町村相談体制整備事業、これは児童の安全確認のための体制の強化をする事業となっている。もう一つが支援対象児童見守り強化事業となっている。この2つの実績と交付見込みの差額が生じた形になるが、まず1つ目の児童の安全確認の体制強化事業については、交付決定額、いわゆる見込みで概算したものが1,279万円となっている。これに対して実績報告額が1,255万7,000円、超過交付額が23万3,000円となっている。もう一つ、支援対象児童見守り強化事業は、充当事業が子どもの居場所づくり支援事業となっている。見込みで概算を出したものが352万円で、こちらが交付決定額となっている。これに対して実績の報告額が198万6,000円、超過交付額が153万4,000円となっている。この2つの合計176万7,000円の増額補正を計上させていただいた。

**○とくたけ純平委員** ちなみに利用が増えている傾向にある中で見込んだ数字であったか。

**○こども家庭相談課長** 児童虐待数も年々増加傾向にあるので、見込みとしては多少多く見込んで交付要求した。

**○とくたけ純平委員** 分かった。児童虐待は本当に大きな問題だと思うので、ぜひ今後必要な方に届くようお願いしたい。

続いて、47ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の国民健康保険保険基盤安定等繰出金であるが、軽減対象者が見込みより上回ったとの説明だったかと思うが、ちなみに詳しい細かい数字はどのぐらい見込んでいて上回っているのかが分かれば伺いたい。

○国民健康保険課長 繰出金についてであるが、ただいまの御質疑に対しては、申し訳ないが、この後の国民健康保険特別会計のところで御説明させていただきたい。

○とくたけ純平委員 後ほどよろしく願います。

○川畑いつこ委員 一問一答で2つ質疑する。41ページ、2目児童福祉費の児童福祉総務費の中の2節給料と職員手当等であるが、職員の異動等に伴う給与費とのことで、フルタイム職員が減少したことからの説明を受けた。もう一つが45ページの10節需用費、光熱水費である。

まず1つ目は職員の異動等に伴う給与費であるが、フルタイム職員が減少したとのことで、閉園した園があったのでフルタイム職員が減ったのか、それとも単に職員が減少したのかを伺う。

○こども施策課長 まず、会計年度任用職員のフルタイムの人数であるが、当初126名を見込んでおり、108名の実績でマイナス18名となっている。一方、パート職員については、当初500名で見込んでいたが515名とのことで、現在、プラス15名となっているので、この分、フルタイムが減ってパートが増えたという差額で減少となっている。

○川畑いつこ委員 45ページの需用費の光熱水費であるが、水道代が少なかったとの説明を伺った。要は熱中症アラートが出てプールの回数が減ったので水道代が減ったのかと思ったが、どのような理由で減ったのか。

○幼保施設管理課長 先ほどの提案説明のときには水道料金等と「等」を言ったつもりであったが、申し訳ない。「等」とのことで、水道料だけではなくて、先ほど増田委員から御質疑があったとおり、ガス代、下水道使用料も含めてこの金額となっており、水道料だけではない。

○川畑いつこ委員 プールの回数は、通常どおり毎日のようにあったのか。

○幼保施設管理課長 確かにプールの回数は、この夏の暑さの関係で、熱中症アラートが出ているときにはプールもできないので多少減ったところはあるかもしれない。実際に何回実施したか数えていない、申し訳ない。

○加藤武央委員 1点だけ、45ページ、保育園費の12節委託料。聞き間違いか分からないが、大野保育園の入園者がいないとのことを1点確認したい。大野保育

園の規模を考えると、去年か今年入るかであったが全くいなかったのか。

○**幼保施設管理課長** 大野保育園については、大野小学校内にゼロ歳児の分園がある。ゼロ歳児については、ほかの近隣で補えるとのことで当初設置しなかった。その後、大野保育園に入園の御希望があったが、保育士の配置の関係もあり、実際にはゼロ歳児の運営をしないというところがあり、今回の減額補正に至った。

○**加藤武央委員** 大野小学校の中のゼロ歳児のところに入っていたが、保育園ができたので保育園に行ってしまったのか。

○**幼保施設管理課長** 大野小学校にあるのはあくまでもゼロ歳児のみで、進級すると大野保育園の本園に行く。新しくゼロ歳児が入ってくるか入ってこないかの話になる。

○**ほとだゆうな副委員長** 今、加藤委員のお話があったが、保育士が今いないという状況でゼロ歳児を受け入れていないとのことであれば、次年度、またゼロ歳児を大野保育園の分園で預けたい親御さんがいたとき、どんな対応になるのか。

○**幼保施設管理課長** 今、1歳児、3歳児の入園が非常に厳しいところもあり、そちらに保育士を厚く充てている現状がある。ゼロ歳児について、近隣の保育園等で吸収できるのであれば、そちらに促している状況である。

○**竹内清海委員** 先ほど増田委員が聞いた部分、もう少し深く伺う。41ページ、18節負担金補助及び交付金、保育園用地地中埋設物撤去費負担金で、先ほど大洲保育園700万円、中国分が300万円との話をされ、中国分はまだ埋設物が分からないと答弁があったが、もっと深く量がたくさんあった、そういうことはないとの想定の中で分からなくて300万円と金額を出したのか伺う。

○**幼保施設計画課長** 中国分保育園については、まだ調査中であるので全量が分かっていない状況である。この300万円は、過去の同様の事例で平均の価格を出し、中国分の面積に当てはめている。仮にこの後、想像以上に出てしまった場合、場合によっては補正での対応をお願いすることになる。

○**竹内清海委員** まだ調査中であれば、今後もさらに埋設物があれば補正でと、また少し違った形で一言付け加えていただきたい。

○**西村 敦委員長** ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村 敦委員長** 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村 敦委員長** 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。次に移る。

○西村 敦委員長 議案第56号令和6年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔国民健康保険課長 説明〕

○西村 敦委員長 質疑はないか。

○とくたけ純平委員 1問だけお願いします。先ほど別のところで伺ったが、軽減対象が見込みより上回っているとのこと、分野がいろいろあるが、どれほど上回ったのか。見込み以上だった背景、理由をどう考えているのか。

○国民健康保険課長 82ページ、国民健康保険保険基盤安定繰入金についてお答えする。

まず、国民健康保険保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)においては、被保険者の所得額に応じて国民健康保険税を7割、5割、2割、それぞれ軽減させることであるが、世帯別で見ると、7割軽減世帯は428世帯増、5割軽減世帯は111世帯増、2割軽減世帯は115世帯増となっている。

続いて、次のページの保険基盤安定繰入金(保険者支援分)であるが、医療支援分対象被保険者数144人増、介護分対象被保険者数307人増、平均保険税算定額を合計すると451人分の増で、それぞれ増額の補正を見積もっている。

先ほど申し上げた被保険者の所得額に応じて、それぞれ軽減世帯が増えていることの背景であるが、正確なところは分からないが、低所得者世帯が増えているということは、昨今の物価高騰や経済状況等があると考えている。

○とくたけ純平委員 1点確認する。増えているとのことであるが、例えばコロナ禍でいろいろと社会が大変だったときと比べても今のほうが増えているのか。今、資料があれば伺いたい。

○国民健康保険課長 コロナ禍での増加傾向とのことであるが、過去5年間分見ても、現在の決算見込み24.7%で、もちろん対象者人数が減ってはいるが、被保険者数も減っているの、パーセンテージで見ると、ほぼ変わってない状況になる。

○太田文之委員 一問一答で基金積立金であるが、今回、補正で5億円積まれて、実際、今、どれくらいの金額が積み立てられているのか。今回は補正でとのこと、恐らく当初予算では5億円入ってなかったとのことだと思うが、この辺の必要性と、来年度以降の見込みがあれば伺いたい。

○国民健康保険課長 積立金に関してお答えする。

今回、5億円積み増している基金の残高かと思うが、6年度末残高の見込みとしては5億635万6,450円になる。今回、積立金5億円を計上した理由は、一般会計からの赤字繰入額が大幅に増加しないよう、国保財政の安定化を図るために積立てを行う。ただ、近年、国保財政は非常に厳しい状況が続いており、被保険者の経済状況も非常によくないことと、本市においては、保険税の値上げもしていないため赤字が非常に増えている状況であるので、引き続きこのような積立額の増額はしていかなければならないかと考えている。

○西村 敦委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。次に移る。

---

○西村 敦委員長 議案第58号令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔国民健康保険課長 説明〕

○西村 敦委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。  
次に移る。

---

○西村 敦委員長 議案第57号令和6年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とする。

提案理由の御説明を求める。

〔介護保険課長 説明〕

○西村 敦委員長 説明は終わった。

質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。  
次に移る。

---

○西村 敦委員長 休憩する。

午後2時30分休憩

午後3時再開

○西村 敦委員長 再開する。

議案第60号令和7年度市川市一般会計予算のうち、本委員会に付託された事項を議題とする。

本予算の審査に当たっては、お手元に配付の審査順序のとおり進めさせていただくので御了承願う。

まず、第3款民生費第1項社会福祉費のうち第4目国民年金費を除く全部、第

3項生活保護費についての生活保護費について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と比べ大幅に変わった点について御説明願う。

〔地域共生課長、障がい者支援課長、介護保険課長、障がい者施設課長、市営住宅課長、生活支援課長 説明〕

○西村 敦委員長 説明が終わった。

これより質疑に入るが、質疑応答に当たっては、ページ数、項目を明示されるよう願う。

質疑はあるか。

○増田好秀委員 初回総括、2回目以降一問一答で8点伺う。

185ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の185ページ、12節委託料多機関協働事業等委託料3,742万8,000円について、一旦事業内容の確認と内訳、あと期待する効果を伺う。

2点目は、187ページ、18節負担金補助及び交付金の負担金、いちカレ事業運営費負担金574万7,000円である。こちらの財源は寄附金1,000万円で、多分3か年の事業であったと記憶していて、今回2年目で574万7,000円を計上していて、3か年のうちの1年で予算を上げていると思うが、来年はこれだけ予算を上げてしまってもうまく回るのか、その辺の計画というか、574万7,000円を上げた根拠を伺う。

3点目は、191ページ、2目障がい者支援費12節委託料の意思疎通支援事業委託料190万3,000円の事業概要を伺いたいのと、190万円がどのような内容か伺う。

4点目は、191ページ、18節負担金補助及び交付金の全国手話言語市区長会負担金1万円である。過去の実績と、どのようなことをやっているのかを改めて確認する。

5点目は、195ページ、3目高齢者支援費7節報償費、はり・きゅう・マッサージ無料施術報償金1万円について、はり・きゅう・マッサージ事業が幾つか載っているが、こちらの1万円で報償金としてやっているのはどのような内容か。報償金の内容を伺う。

6点目は、203ページ、5目老人福祉施設費7節報償費の講師謝礼金100万円について、説明の中でシニアカレッジの講師との説明が出ていたが、100万円の内訳と、シニアカレッジの内容がどのようなものか、委託なのか、伺う。

7点目は、203ページの13節使用料及び賃借料の借上料の会場借上料56万円の内容を伺う。

8点目は、205ページの6目障がい者施設費7節報償費の講師謝礼金36万円の内容、内訳の積算根拠を伺う。

以上8点である。よろしく願います。

○地域共生課長 最初に、185ページの委託料の多機関協働事業等委託料について説明する。

まず、この内容が3つに分かれていて、1つ目が多機関協働事業、2つ目がアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、3つ目が参加支援事業となっている。

まず、1つ目の多機関協働事業については、複雑化、複合化した課題を抱える世帯に対して、支援機関等からつながれたケースに対して、課題を一つ一つ分析しながら、解きほぐし一人一人に合った支援プランを作成して複数の支援機関等と連携した支援を実施するものである。

2点目のアウトリーチ等を通じた継続支援事業については、こちらは主に長期にわたりひきこもり状態にある方に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行うものである。

3点目の参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない、ひきこもりなどのはさまの個別のニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと、地域の社会的資源との調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指すための支援を行うものとなっている。具体的には、ひきこもりの方が社会復帰を目指していくことになった際に、既存の就労支援等の制度を前段階として、例えばイラスト作成が得意である方を発見した場合は広報紙の挿絵を依頼するなど、そのような地域のつながりに向けた支援を実施していくものになる。こちらが概要で、効果としては、やはり今まで複雑・複合化した課題がかなり増えているのでその課題と制度のはさまの問題の方が増えているので、その方に支援をしていくというものである。そしてその方、その世帯が解決していくということを図る。これが1点目の御質疑の答えである。

それから、187ページの負担金補助及び交付金の負担金、いちカレ事業運営費負担金である。いちカレ事業は令和5年度の令和6年1月から始まっており、今回は令和7年度であるが、令和5年度、令和6年度、令和7年度で、朝日信用金庫から寄附をいただいた1,000万円を7年度まで使うことにしている。これが2点目の御質疑の答えである。

6点目の203ページ、報償費のうち講師謝礼金100万円の内訳である。まず、内訳として講師の謝礼金、1回当たり4,000円掛ける250回分である。シニアカレッジの概要を申し上げると、いきいきセンターが市内に12館と南行徳地域共生センターを合わせて13館で高齢者向けの講座を行うものである。無料で、年間を通じて実施している。7年度に予定している内容は、ペン習字、折り紙講座、市川の

文学を味わう、体操関係で大人のリトミック、あとは麻雀のカードゲームといった内容となっている。

3点目の答えは以上である。

4点目、同じく203ページの使用料及び賃借料の借上料の会場借上料56万円の内訳は、いきいきセンターまつりという市川市の文化会館で行われるイベントがある。こちらはいきいきセンターを利用している方のお祭りであり、文化会館で2日間行うのと、準備が1日あり、合計3日間の大ホールその他附属施設の会場借上料となっている。

地域共生課からは以上である。

**○障がい者支援課長** 私から2点お答えする。

予算書の191ページ上のほう、第12節委託料の意思疎通支援事業委託料についての御質疑だと思う。内容としては、委託の内容は2点で、1点目が手話奉仕員の養成や市民手話教室に関しての委託になる。手話通訳者の養成を目的として、手話奉仕員養成講座や市民手話教室などを開催しており、その講師や手話通訳者の選任や講座の準備、開設、設置、実技指導や座学形式の講義の開催など、運営業務全般を委託している。

2点目として聞こえのサポーターという事業内容を委託している。これについては、聴力低下によって地域との関わりが薄れている方の孤立を防止することを目的として、筆談でのコミュニケーションを行う聞こえのサポーターの養成講座の運営などを委託している。

併せて、手話奉仕員の養成、市民手話教室で180万2,000円、2点目の聞こえのサポーターで10万1,000円、合わせて190万3,000円の予算を計上させていただいた。

続いて、同じく191ページ、18節負担金補助及び交付金の負担金、全国手話言語市区長会負担金である。この会は2016年6月に発足し、全国で647市区が加入している。内容としては、手話条例の施行に関する情報交換を主なものとしており、例年1万円ほどの予算を計上している。

**○地域包括支援課長** 私からは195ページ、はり・きゅう・マッサージ無料施術報償金1万円に対して説明する。

こちらの報償金については、毎年敬老の日になんで市内居住の65歳以上の高齢者に対し、はり・きゅう・マッサージの無料施術会を開催している。こちらが市川浦安鍼灸マッサージ師協会に御協力いただき、こちらに対する報償金となっている。

○障がい者施設課長 私からは、205ページ、第7節報償費、講師謝礼金について説明する。

身体障がい者福祉センターにおいて、利用者が創作活動を行う際に、各講座の講師へ謝礼金を支払うものである。講座としては、革手芸、フラダンス、ちぎり絵、音楽療法などを行っている。

○増田好秀委員 185ページの12節委託料の多機関協働事業等委託料は3つの事業を行っているとのことであったが、この委託先は1社に対して行うのか、それとも3つの事業はそれぞれ別の事業者へ委託しているのか。それであれば、内訳がどうなっているのか伺う。

○地域共生課長 3つの事業を全て1社に委託している。内訳は、多機関協働事業が1,871万4,000円、アウトリーチ等の継続支援事業は1,247万6,000円、参加支援事業は623万8,000円である。

○増田好秀委員 分かった。

2点目の質疑に移る。187ページの18節負担金補助及び交付金のいちカレ事業運営費負担金である。説明のあったとおりであると思うが、今回の574万7,000円が3年目であるから、一旦寄附金はこちらで使い切って、少なくとも寄附金における事業は一旦終わりとの認識で合っているか。

○地域共生課長 お見込みのとおりである。

○増田好秀委員 分かった。

3点目の質疑に移る。195ページ、7節報償費のはり・きゅう・マッサージ無料施術報償金で施術会に1万円支払うとの説明であったが、65歳以上のお年寄りの方が来て施術して、1万円お支払いして、それで割安になるというような内容で合っているか。

○地域包括支援課長 御指摘のとおり、市川浦安鍼灸マッサージ師会に、謝礼金として1万円で、実質かなり割安で高齢者に体験いただくような機会を設けているものである。

○川畑いつこ委員 初回総括で、必要に応じて一問一答で行う。

195ページ、19節扶助費の地域生活支援事業費等の移動支援のところでも3点伺う。

1つ目が、本会議で10人の利用を見込んでいるとのことであったが、新しく申請する人もいる可能性もあるとのこと、10人以上になっても、1か月40時間の利用は全ての方が利用できるようになっているのか。

2点目、これは学校でも使えるようになるとのことであったが、長期休みに放

課後等デイサービスなどの事業所に使うことが可能なのか。

3点目は、重症心身障がい児や医療的ケア児以外の発達障がい児等も利用可能と聞いたが、例えば、特別支援学校の中等部や高等部になると自立支援で1人で通学するように、教師や保護者が訓練のために一緒に通学するが、そういったことにもこの通学支援は使うことができるのか。3点伺う。

**○障がい者支援課長** 最初の質疑は、ヘルパーの確保ができるかにかかっている状況である。現時点で必ず約束できる状況ではなく申し訳ないが、ヘルパーの状況次第である。

2点目の質疑内容は、利用が難しい状況になっている。

3つ目の質疑の件については利用が可能と考えている。

**○川畑いつこ委員** では、3点目の通学の訓練に使うことは可能との認識でいいか。

**○障がい者支援課長** 委員御指摘のとおり可能である。

**○とくたけ純平委員** 最初に項目を述べて一問一答で、8項目お願いします。

1つ目が、185ページの第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費の12節から、生活困窮者等自立支援事業委託料についてである。

2つ目が、191ページの第2目障がい者支援金の18節、レスパイトサービス施設運営費補助金についてである。

3つ目が、199ページ、18節のゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）についてである。

201ページの第3目高齢者支援金の19節、はり・きゅう・マッサージ施術扶助費について。

同じく201ページの19節扶助費の虐待高齢者一時保護費について。

241ページ、第3項生活保護費第1目生活保護総務費の第10節印刷製本費についてである。

同じく241ページ、11節の郵便料についてである。

243ページが最後の8個目、12節委託料の中の生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料について、一問一答で伺う。

185ページの生活困窮者等自立支援事業委託料について、確認を含め、来年度から新しく始める、拡大する事業の中で、生活困窮者の家計改善に資する転居を支援する事業があるとのことであるが、それがこの中に含まれているとのことであるのか、だとすると、その補助額や想定されている件数はどのように考えているか。

○**地域共生課長** この転居費用に関してはこの中ではなく、187ページの扶助費の一番下の住居確保給付金に含まれる。住居確保給付金の中に転居費用を含んでいる。

その転居費用はどのくらいかという、この中で202万8,000円を見込んでいる。202万8,000円の内訳は、市川市の住宅扶助は今、単身世帯が4万6,000円であり、掛ける3か月、掛ける16件で見込んでいる。

○**とくたけ純平委員** これも確認であるが、3か月分の家賃に対する補助との意味か、それとも転居する際の引っ越し資金などにも使えるのか確認する。

○**地域共生課長** こちらは転居費用のみであり、家賃は別である。

○**とくたけ純平委員** 分かった。

続いて191ページ、レスパイトサービス施設運営費補助金であるが、これが今年度の予算より200万円ほど減っていると思うが、これが減った事情を伺う。

○**障がい者支援課長** レスパイトサービスについては法定外のサービスになるが、法定サービスである短期入所や日中一時支援に利用者数が移行しており、委員御指摘のとおり200万円ほど当初予算額で減少している。

○**とくたけ純平委員** 事情は分かった。

聞き逃したかもしれないが、法定内のほかのどのような事業に移行しているか、もう一度確認したい。

○**障がい者支援課長** まず、短期入所や日中一時支援に移行しており、レスパイトサービス自身が減少している。

○**とくたけ純平委員** 分かった。

次に、199ページのゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金である。こちらは代表質問でも取り上げられていたが、来年度約1,400万円の予算を減らしていく案になっている。中にはバス10枚では少ないとの声も結構聞く。あるいは、必要な人でも申請窓口がよく分からない、ネットを使えない高齢者は多いと感じている。予算を減らすのではなく、その点を改善して、必要な人にもっと届けられるようなことは考えなかったのか伺う。

○**地域包括支援課長** 申請方法が難しい、高齢者でネットが使えなかったり、そのようなところでより申請方法について楽になるのではないかとの御指摘であると思うが、こちらは郵送でも申請を受け付けている。今年度の申請状況は、ネット経由あるいは郵送で窓口に来ない方の申請も、全体の4割ぐらいあり、窓口に来ていないというところが見えてきた。令和6年度は受付窓口を5か所に拡大した。最初にスタートした時点では、第1庁舎、大柏出張所、行徳支所の3か所で

あったが、今年度はそれに加えて市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センターの2か所を窓口として拡大したところである。

○とくたけ純平委員 枚数について、増やすことは考えたか。

○地域包括支援課長 枚数については、御指摘のとおり利用者からは足りないといった指摘もあったが、実際の利用率については全体の半数程度、バスについては約52%、タクシーについては40%にとどまっているため、今後の利用状況等を勘案して適切な枚数については検討してまいりたいと考えている。

○とくたけ純平委員 状況は分かった。もらいながら使っていない方からすれば多いというのは確かにそうだと思うが、一方で足りないのもっと欲しい方もいるとのことと、5つの申請窓口ではやはり少ないと思うので、予算を減らすのではなく、このまま今年度の規模でより多くの人に使っていただくことを考えていただきたかった。

201ページの19節、はり・きゅう・マッサージの施術扶助費であるが、今年度は1回の補助額が少し減額され、総予算も約600万円減っている。また来年度160万円ほどさらに削減がされるという案であるが、どのような事情で減っているのか伺う。

○地域包括支援課長 はり・きゅう・マッサージに係る補助、助成金の部分であるが、こちらは実績に基づいて積算しており、ここ数年、実績が減少傾向にあることを受け、この額としたものである。

○とくたけ純平委員 計上した理由は分かった。

この施術補助費は、対象が市民税非課税の方だと思うが、その中ではり、きゅうのマッサージを受けるのはかなりの負担だと思う。その中で補助額が1回につき1,000円だったのが800円に減ってしまった。これは決して需要がなくなって利用されていないのではなく、経済的に行きたくても行けなくなった方が増えたと思うので、ぜひこれはむしろ予算を拡大して使いやすい制度にしていきたいと思う。

次に、同じく201ページの19節、虐待高齢者一時保護費についてである。こちらは160万円ほど予算を増やしていくとのことであるが、その理由を伺う。

○地域包括支援課長 虐待高齢者一時保護費については、こちらも虐待を受けている高齢者を一時的に施設等に保護する費用であり、こちらも実績に基づき、増加傾向にあることを受け増額したところである。

○とくたけ純平委員 この事業について伺う。保護されるときにはいろいろなケースがあると思うが、どのような状況でこの制度に至っているのか伺う。

○地域包括支援課長 一番分かりやすいのが同居家族から虐待を受けている方で、虐待している方への指導がなかなか通らずに命の危険性があるなど、緊急的に分離が必要な場合を想定して、実際そのような形で運用している。

○とくたけ純平委員 実績ベースとのことであるが、具体的な数字は出るか。

○地域包括支援課長 今年度の現状では、今現在6名がこちらの保護費の対象となって分離をしているところである。

○とくたけ純平委員 分かった。

次に、241ページ、生活保護費から伺う。第10節の印刷製本費であるが、生活保護制度の捕捉率を上げていくとのが本市の課題の一つになっていると思うが、その中で生活保護を周知するような、何か施策がこの中に計上されているのか伺う。

○生活支援課長 241ページ、第10節需用費の印刷製本費の中に生活保護申請周知のための施策が盛り込まれているかとの御質疑であるが、結論から言うと、ポスター作成費用等の周知のための費用は含まれていない。理由としては、生活保護の申請はどなたでも行える権利ではあるが、生活保護の要件を満たすためには様々複雑な条件があり、申請後のヒアリングに多大な時間を要する。委員の言われるとおりの申請権の侵害を防ぐために周知のポスター等が必要との御意見もあるが、周知を広く行うことによって、保護の要件を満たさない方の申請が増えることにより本来保護が必要な方への早急な対応が行えなくなるおそれがあるため、ポスター等周知事業の必要性については、今後も慎重に検討させていただければと考えている。

なお、生活保護申請の周知は本市のホームページで行っているとともに、第2庁舎5階の生活支援課窓口には生活保護の概略を示した「生活保護のしおり」も、必要な方がすぐ手に取れる場所に置いてある。今後の検討によって、ポスター周知等の施策が必要となった場合には、まず、そのデザインに関しては市長公室の広報広聴課に依頼をかけ、印刷製本費等については必要な予算措置を講じていく。

○とくたけ純平委員 考えは分った。ぜひ今後そのようなことも考えていただきたい。

次に、第11節の郵便料は、郵便料が値上げされたことで予算も200万円ほど上げて計上されていると思うが、やはり経費をなるべく減らしていくということも必要であると思う。この中で、扶養照会に充てられている郵便料も入っていると思うが、扶養照会は国の指針でもあまり期待できないものはやらなくていいと変わったと思う。その辺を想定した上でこの計上なのか伺う。

○生活支援課長 241ページ、郵便料の計上は国の指針に沿って行っているかとの御指摘であるが、令和3年度に扶養義務の調査に対しての指針が出た後は、もちろんその指針に沿ってこちらも行っている。その結果、扶養義務調査に係る郵便料は減ってきているが、全くゼロにはなっていない状況である。

○とくたけ純平委員 状況は分かった。経費を減らすことは常に考えなければいけないところはある、扶養照会が実際に扶養されるに至っていないということも一方では数字で出ていると思う。申請者、利用者の状況をしっかりと酌み取り、これは期待できないというところに扶養照会が行くことは防ぐようお願いできればと思う。

最後に243ページ、12節委託料の生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料であるが、この委託先は大分専門的な作業をする方々であると思うが、何か資格を持っているような方々に委託をしているのか伺う。

○生活支援課長 今御質疑の243ページ、第12節委託料の生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料の委託先は、東京都豊島区の中高年事業団やまて企業組合に委託している。専門的な仕事とのことで資格の要件であるが、まず、この委託業務については大きく2つの業務に分かれている。1つは、訪問等支援業務であるが、こちらに必要な資格は保健師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用主事のいずれかの資格を有すると仕様書上している。もう1つの大きな業務に年金調査業務があるが、こちらは社会保険労務士、社会福祉士、社会福祉主事任用資格のうちのいずれかの資格を有することとしている。

○とくたけ純平委員 もう1つ伺う。委託をしているこの事業は、ケースワーカーの職員の方とのすみ分けはどのように考えているのか。

○生活支援課長 まず、生活保護のケースワーカーの業務が非常に多岐にわたっており、その中で必ず行わなければいけないのが、定期訪問である。定期訪問を行うことにより御本人の状況を確認し適切な支援をしていくのが、大雑把な生活保護のケースワーカーの仕事である。その中でこの委託業者が行っているのは、定期訪問のうちのある一定の回数を、国の指針により委託業者が行っていいことになっている。委託業者が指導を伴わない定期訪問を行うことにより、御本人の安否確認や健康状態の確認、例えば介護認定の補助や転宅の支援などを中心に行っている。

○とくたけ純平委員 分かった。

○地域共生課長 発言の訂正をお願いする。

先ほどのとくたけ委員の質疑の中で、187ページ、扶助費の住居確保給付金のう

ち、転居費用の金額を「202万8,000円」と発言したが、これが誤りで、正しくは「220万8,000円」である。

大変申し訳ない。

○西村 敦委員長 ただいまのとおり発言の訂正を許可する。

ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 次に移る。

~~~~~

○西村 敦委員長 次に、第3款民生費第2項児童福祉費について説明を求めますが、説明に当たっては特に新規事業のもの、前年度と比べ大幅に変わった点について説明願う。

〔こども施策課長、子育て給付課長、幼保施設管理課長、発達支援課長、こども家庭相談課長 説明〕

○西村 敦委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たってはページ数、項目を明示されるよう願う。

質疑はあるか。

○増田好秀委員 初回総括、2回目以降一問一答で12点伺う。

まず、211ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費7節報償費の講師謝礼金128万円について、内訳、積算根拠を伺う。

2点目、213ページ、12節委託料、公共嘱託登記委託料139万5,000円の内容はどのようなものか伺う。

3点目、同じページの17節備品購入費、事業用機械器具費の199万1,000円の内訳と積算根拠、何をかうか伺う。

4点目、215ページ、18節負担金補助及び交付金、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金1億3,000万円のうち補助金が幾らで持ち出しが幾らか。

あと2点、新規事業であり事業の効果測定として、事業としてどのくらいの組数の利用を想定しているのか伺う。

そして、もう1つはとても聞きにくいですが、少子・高齢化とのことで、どうしても測り方としては、どれぐらいの子どもが生まれるかが想定内容になると思うが、それはどれぐらいを期待しているのか。

5点目、223ページ、4目保育園費17節備品購入費1,067万4,000円について、何をかうのか内訳、積算根拠を伺う。

6点目、227ページ、5目こども発達センター費17節備品購入費、事業用機械器

具費97万1,000円、こちらは何を買うのか内訳、積算根拠を伺う。

7点目、227ページ、6目こども館費7節報償費12万2,000円、こちらの講師謝礼金の内訳、積算根拠、何を行うのか伺う。

8点目、229ページ、6目こども館費17節備品購入費13万1,000円の内訳、積算根拠、何を買うのか伺う。

9点目、233ページ、7目幼稚園費17節備品購入費、事業用機械器具費180万円は何を買うのか、内訳、積算根拠を伺う。

10点目、235ページ、である。8目こども家庭センター費7節報償費の講師謝礼金13万円の内訳、積算根拠、何をするのか伺う。

11点目、237ページ、8目こども家庭センター費11節役務費、視力屈折検査機器保守手数料10万8,000円である。これは昨年も聞いていたら謝るが、機器がどういうものか、そしてこども家庭センターに置く意義を伺う。

最後に12点目、239ページ、8目こども家庭センター費17節備品購入費事業用機械器具費73万9,000円、こちらは何を買うのか積算根拠、内訳を伺う。

以上、12点お願いします。

**○こども施策課長** 私からは全部で4点の御質疑にお答えする。

まず1点目、211ページ、報償費の講師謝礼金128万円のうち、こども施策課分としては、フードリボンプロジェクトを本市で毎年支援しているが、小中学生を対象とした周知啓発で、講演会を文化会館で開催している。昨年、今年度と吉本興業の芸人さんをお呼びして、いろいろな貧困にまつわるエピソード等を聞きながらフードリボンを支援していこうというような講演会を開くための方をお呼びするための費用である。

2点目、結婚準備の補助金と市の持ち出しの内訳との御質疑であったかと思う。予算額1億36万5,000円のうち、国からの補助金が3,400万円、市川市の持ち出しが6,636万5,000円である。

結婚準備の件数については230件、新婚生活住まい応援事業は360件、合わせて590件を想定している。子どもの出生数は、結婚準備、新婚合わせて590件で、この方々が子どもをどれくらい産むかという具体的な数字は持っていないが、一般的には合計特殊出生率が市川市で令和5年は1.09であるが、これは独身の方等を含めての数字になるので、恐らくこれよりは高い数字が出てきて、それ掛ける件数のような形になるかと思う。

3点目、こども館費の講師謝礼金についてである。こちらはベビーマッサージという、赤ちゃんを床に寝かして、お母さんがお腹などをマッサージするような

事業を行っているが、その講師を呼ぶのが1回8,000円である。あとは小学生を対象としたヒップホップダンスやチャレンジ卓球では、卓球の講師を呼び、小学生に卓球を教えることも1回8,000円で、ヒップホップダンスだけ1万円であるが、それぞれ全て合わせて15回で12万2,000円である。

こども館費の備品については、小さい子どもが使う低年齢児用の膝下ほどのプチテーブルを2つで5万160円と、スタッキングテーブル3つで8万400円、合わせて13万1,000円になっている。

**○ぴあばーく 妙典こども施設開設準備担当室長** 私からは報償費、講師謝礼金のうち、こども施策課妙典こども地域交流館分48万円について御説明する。妙典こども地域交流館は、子どもたちの体験を応援する施設となっているので、定期的に専門の講師による講座、リトミック教室やものづくり教室、体育教室等を開催予定である。具体的には、リトミックの乳幼児教室、運動遊び、ポッチャ教室、卓球教室、そのようなものを予定している。

また、備品購入費50万円のうちの妙典こども地域交流館分として、屋内体育館で乳幼児親子向けに大きな遊具を購入して遊んでいただく予定としている。

**○幼保施設管理課長** 私からは3点の御質疑にお答えする。

まず、213ページ、児童福祉総務費12節委託料の公共嘱託登記委託料についてである。これについては、今、風の谷こども園に市が土地を貸しているが、その土地の売払いに伴い公共嘱託登記を行うもので、2社から見積もりを行い、安いほうを採用している。

続いて223ページ、第4目保育園費17節備品購入費、事業用機械器具費の内訳は、調理室の冷蔵庫や調理台、保育園のエアコン、幼児用の机、いすなどを想定しているところである。

233ページ、7目幼稚園費17節備品購入費の事業用機械器具費の項目は、日よけメッシュテント、幼児机、積み木、ブロックなどを考えている。

**○発達支援課長** 私からは備品購入費についてお答えする。発達検査用具16万5,000円が1セット、机4万7,872円が2台、療育活動で使うボールプール15万5,100円が1つ、大型遊具18万5,900円が1つ、パルスオキシメーター2万5,328円が1つ、児童福祉版の栄養計算ソフト、カロリーメイク3万6,000円を1つ、ホットカーペット14万3,000円を1つ、お子様を乗せるバギー1台14万7,600円に、オプションの肩ベルト1万3,000円、日よけが1万9,000円、バギー本体と合計して16万4,000円である。

**○こども家庭相談課長** 私からは、まず、235ページ、こども家庭センター費7節

報償費について、講師謝礼金の13万円について御説明する。こちらの講師謝礼金については、まず、児童虐待防止啓発講演会の講師の方に5万円を1回分、子育て支援講演会が5万円、1人分となっている。また、保健推進員事業が1回3万円となり、合計で13万円となる。

239ページ、備品購入費の事業用機械器具費の73万9,000円について説明する。こちらについては母子健康教育事業の沐浴人形という子育てのための人形と収納バックが11万7,000円である。また、母子訪問事業で保健師が家庭訪問する際に使用する電動自転車が老朽化しているので、単価15万5,485円が4台、合計で73万9,000円となっている。

もう1点、237ページ、11節役務費の手数料の中の視力屈折検査機器保守手数料10万8,000円について説明する。こちらは令和6年度に、視力の屈折検査機器を2台購入した。来年度はこの屈折検査機器SVSの点検費5万4,000円掛ける2台の計上となっている。

○増田好秀委員 2点確認で再質疑する。

215ページ、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金1億3,000万円である。少子化とのことで、その測定はどうしているのかと思っていたが、数字として持っていることに驚いた。今回、持ち出しも含めてお金が大きいので、事業測定のようなことを慎重にやっていただきたい。こちらは結構である。

最後、237ページ、11節役務費の視力屈折検査機器保守手数料について、令和6年で予算を認めているものだと思う。実際、今回しっかり保守して運用していくとのことであるが、この1年間どのような使われ方をして、どのような効果があって、どのような利用者がいて、使っている職員はどのように思っているか伺う。

○こども家庭相談課長 こちらの機器については、令和6年度8月から3歳児の健診で実際視力の屈折検査とのことで、3歳頃が弱視などについて早期発見できる時期とのことで取り組んでいる。保護者からも、ありがたいとの言葉をいただいている。

○つちや正順委員 215ページ、18節の結婚準備・新婚生活住まい応援補助金について2点、初回総括で伺う。項目はこれだけである。

1点目が、本会議でもいろいろ質疑があったが、本市の状況を見ると、ゼロ歳のお子様を育てている世代や、お子様が10歳になったタイミングで出ていっているのが、人口流出のボリュームゾーンであったと少し前のデータで私は認識している。今回、少子化対策にプラスして、定住促進が事業目的であるとなっているが、定住促進を目的とするのであれば、こうした少し前のデータを基に考えれば、

やはりゼロ歳の子育てをしている人、10歳の子育てをしている人たちに対して直接アプローチするのが早いと思ったが、今回あえてこのような制度設計、結婚前のところも含めてアプローチした根拠というか、本会議でも似たような質問があったが、この制度の発想の大元をいま一度伺う。

あと、これも会派内で質問があったが、この事業をなぜこども部が担当されているのかとの質問があった。答えられる範囲で構わないので、その2点伺う。

**○こども施策課長** 御質疑の1点目である。委員おっしゃるとおり、子どもがある程度大きくなって、そろそろ家が手狭になった頃に転出の傾向が見られるのは、おそらく今も変わらない状態であると思う。そのような中で、本市がこの事業を考えたきっかけは、若い世代の方々に市川市に来ていただきたい、そして市川市で結婚して子育てをする生活をしてもらえたらと思い、他市からの呼び込みの意味も含めて考えたところである。

先ほどの人口の流出は市川市の大きな特徴であり課題であるが、この世代をターゲットにしたのは、市川市の特徴として土地が高いという点がある。子育て世代の20代、30代の方に対して市川市で住宅の購入となるとなかなかハードルが高い。そうすると、市川を素通りしてもっと地方に行ってしまう、そこを何とかしたい。東京に通勤する方が非常に多いと思うので、通勤圏内でお住まいを希望している方々に、市川に賃貸でお住まいいただけないだろうかと考えて、この世代をターゲットにした。

なぜこども部かであるが、この事業をゼロから考えるときに、まずは今申し上げたような市川の少子化に何とか歯止めをかけなければというところでいろいろな事業を考える中で、この事業が定住促進にも共通している部分があるのではないかと考えた。新婚生活の補助金は国から交付金があり全国いろいろな市町村で実施しているが、定住促進を併せ持った市町村はあまりない。例えば、船橋市では家賃補助は1か月しか出ないが、市川市は少しでも住んでもらいたいのので1年間とし、ある程度市川市に住んで、いろいろな施策を感じてもらい、市川は意外といいところだなとなれば、小学校に子どもが上がったとしてもそのまま住んでいただけるのではないだろうかというところを踏まえて、こども部でさせていただいている。

**○つちや正順委員** 今言われたことをしっかり会派に持ち帰り、また議論の材料にしたい。本会議でも様々な懸念があり、例えば、悪用されるのではないか、カップルが別れてしまってもお金が戻らない点はどうなのかなど、いろいろ意見があったが、やはり新しい試みだと思うので、そこは議員あるいはいろいろな会派、

議会の声をよく聞いていただいて、せっかくいろいろな方が質疑してくださっているの、ぜひ議会の声を取り入れて柔軟に進めていただけたらと思う。今のところ我々としては前向きに考えているので、しっかりお願いしたい。

ただ、事業の目的である子どもを増やす、そしてさらには定住促進との意味においてはほかにもアプローチがあると思うので、そちらも引き続き研究していただき、ほかの施策でも取組をお願いしたい。

**○とくたけ純平委員** 最初に項目を述べて一問一答で、合計4点伺う。

まず、213ページ、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費第12節の中高生の居場所づくり事業委託費についてが1つ目である。

2つ目が、215ページ、第18節、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金についてである。

3つ目が、同じく18節、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金についてである。

4つ目が、237ページ、第8目児童措置費の12節、母子生活支援施設入所事業委託料についての以上4点で、1つずつ質疑させていただきたい。

まず、213ページの第12節、中高生の居場所づくり事業委託料について、説明を見ると、平日は夕方4時半から8時半という開設時間になっている。一方で、自宅や学校に居場所がない子の居場所とのことで、この夕方から夜の時間帯だけというのがどれだけ有効と考えているのか。あと、この場所は誰でも気軽に入れるようなイメージをされていると思うが、そうすると、夕方から夜に居場所がない子というより、居場所は別にあるがここで遊びに来る子たちも一定数いるかと思う。そこに居場所がない子がどう入れると想定しているのか伺う。

**○こども施策課長** 213ページの中高生の居場所について、中高生向けの居場所づくりとしてはこれが初めての試みである。場所は、八幡の新しくできた施設の入口のすぐの部分で、昼間は親子つどいの広場である。その親子つどいの広場が終わった後で、16時30分から20時30分に時間を設定している。

初の試みであり、これで十分なのか、足りているのかは検証しながら、手探りの部分はあるので、まずは開設してみてであるが、市川市の課題として先ほどの少子化はもちろん、中高生の居場所は今、非常に取り上げている要望も多いところであるので、ここに向けた施策として今回初めてさせていただく。実際にしてみても、3日では不十分であれば、それはまたやり方と時間等を含めて検討していきたいと考えている。

2点目、場所について、ほかの一般の子も混じっているようなところが行きやすいのかというところである。逆に、閉鎖的にしてしまうとなかなか相談をした

くても入りづらいこともあるので、間口は広く、いろいろな子、普通に遊んでいる子がいる中で、実はちょっと相談があると入っていただくことによって、気軽に使っていただきたいとの観点から、あえて限定せずいろいろな子どもに使っていただき、要は悩みがある子でなければ使っては駄目となってしまおうとなかなか来づらい施設になってしまうと思うので、隣でゲームをしている子がいるところで、少し相談したい、受験のことで困っているなど、気軽に話せる場所として設定しているの、ただ寝転がりに来た関係がない子の居場所になることも結局は大切かと思っているので、そのような施設にしていきたいと考えている。

**○とくたけ純平委員** 本当に中高生の居場所をつくっていくことは重要なことだと思うので、実施していく中でいろいろ改善していただきたい。

あともう1点、相談員は、やはり中高生の相談を受けるのは非常に難しいことであると思うが、どのような方を考えているのか。

**○こども施策課長** 相談員については、こちらは委託事業になるので、これから予算を認められた後に運営委託する事業者をプロポーザルにおいて選んでいくよう考えている。実際、このような中高生の居場所事業については、民間の事業者もいろんなところで既に実施している例もある。その例で言うと、学校の先生の資格や社会福祉士、臨床福祉士あるいはスクールカウンセラーの経験者など、いろいろな経験を持っている方が配置されている例を確認している。

今回委託に当たっては、プロポーザル相手から提案をしていただいて、その事業者であればこのような職種の方をつけられるなど、そのような提案をしていただいて、その中で優れたものを選ぶような形で考えている。

ただ、先ほども述べたように難しい相談というより、相談の入口としてまず気軽に相談していただいて、例えば、万が一虐待のようなことであれば市の専門の部署につなぐなど、相談の入口になるような感覚でいる。ここだけで全てを解決するとなると、なかなか職種なども絞られてくるかとは思いますが、ここはあくまで入口ということで気軽に話しかけられやすいような方を配置したいと考えている。

**○とくたけ純平委員** 現状は分かった。委託とのことで、相談員の考え方も分かったが、入口も非常に大事で、そこで間違ったことが起きないようにしっかりした方を雇えるように委託業者を選んでいただきたい。

続いて215ページの第18節、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金は、今年度の当初予算から比べると500万円ほど減っている。今年度この事業を実施してみて、それが減ったことの課題をどのように考えて計上したのか伺う。

○こども施策課長 同居・近居補助金についてである。今年度予算額で2,000万円つけていただき、想定件数を100件と見込んでいた。今日現在、支給件数が18件とのことで目標には届いていない。建物が3月に完成する方もいるので、もうすこし行くのではないかとは思っている。先ほどの結婚準備の話につながる部分ではあるが、やはり市川で建物を建てるのはなかなかハードルが高いのだなと改めて感じた。もちろんこちら側のPR、親、祖父母と一緒に住む方はこちらを利用していただきつつ、賃貸を利用する方は新しい事業を利用されつつ、それぞれターゲットを分けて実施していけたらと考えている。

○とくたけ純平委員 分かった。

次に、同じく215ページ、18節の結婚準備・新婚生活応援補助金である。先ほどのつちや委員も言われたように、こども部が担当とのことで違和感があったが、まず1点目として、最大で29万円とのことで、この29万円が若者にとってありがたいとは思いますが、結婚に向けた後押しにまでなる額かと思うところである。このあたりはどのように考えたのか伺う。

○こども施策課長 この事業を考えるに当たって、金額の設定をどうするかは非常に議論を重ねた部分である。今回初期費用として敷金、礼金、仲介手数料に対して最大で5万円、毎月の家賃に対して月2万円を掛ける1年間としたが、参考としたのが市川市の2人住まいの共益費等は抜いた家賃の平均が約8万7,000円弱とのデータがあり、それを基に負担感が軽減したと手応えを感じられる程度の金額とのことで2万円と設定をした。

○とくたけ純平委員 根拠は分かった。もともと結婚する予定であったり結婚している人にとってはありがたいことだと思うが、結婚をこれでしょうというほうに向かう額なのかは少し疑問である。

もう1点伺う。この間の本会議においても様々な議論があった。その中で懸念しているのが、結婚準備というものを少子化対策の面で応援するというふうに見えてくる場所である。定住促進の意味合いもあるが、やはり国の補助金であることや、こども部が担当することで少子化対策だと市民にも受け取られると思う。

そこで、子どもを産んでもらうという考え方で、行政が支援していくことが、子どもを産むということが社会貢献であるかのような考え方を助長しないか、非常に危惧を持っているところで、これに関して市民の間に分断をあおったりすることがあったらと考えると危険ではないかと思う。

リプロダクティブ・ライツという出産や女性の体のことについて自分で選択をする権利に、行政が介入するとも受け取られかねないところを非常に危惧をして

いる。この事業を予算化していく中で、そういった懸念や議論があったのか伺う。

**○こども施策課長** この補助金は、結婚したいけれども経済的に苦しくて結婚に踏み切れないといった話が多いことからスタートしているものである。少し苦しいけれどもこれがあれば前に進める方を後押しするようなイメージなので、返金を求めるかについてもリンクしてくるが、結婚しなければならないというところとは違い、産まなければ駄目といったことではなく、産もうと思っている方を後押しするような形で考えている。何人生まれるかの数字をあまり持っていないことで、それが逆に市民から、この補助金を使ったら産まなければいけないんだなどと思われるのは違うことだと思うので、そのように取られないようなアプローチの仕方をしていきたいと考えている。

**○とくたけ純平委員** おっしゃるようにそのような意図はないということは分かるが、やはり意図があるないにかかわらず、このような偏見や風潮広がってしまうことがあると思うので、とても慎重に考えなければいけないと思っている。

答弁の中でいまいち分からなかったところが1点ある。そういった疑念等は特に事業化する議論の中で話し合うことはなかったのか、確認したい。

**○こども施策課長** まず、結婚は両性の合意でしかできないことであり、子どもを産むかはそれぞれの考えや、身体的なこともあるかもしれない。それについては我々がどちらがいいということではなく、そのような方がいても受入れるという形であるので、返金を求めないこともその表れの一つとして考えていただいてもよいかとは思っている。

**○とくたけ純平委員** 私が訴えたような懸念は恐らく議論されていなかったのかと思った。分かった。

最後の4項目め、237ページの12節、母子生活支援施設入所事業委託料は昨年度から少し増額していると思うが、今年度どういった状況で増額しているのかを具体的に伺う。

**○こども家庭相談課長** こちらの母子生活支援施設入所事業の積算は、まず、現在市外施設に1世帯、入居募集がされているので、令和7年度の金額が68万9,220円、これは1か月の金額になる。1世帯12か月で、843万7,940円となる。

もう1つ、市内に1施設ある。こちらは今入居者がいないが、新規分として34万4,258円、これの半月入居という推測で206万5,548円となっている。その他に、この施設の運営管理費や法定福利費、職員研修費が市の加算分としてあり、こちらの合計が67万4,000円となっている。これを合計して1,117万8,000円となっている。

○とくたけ純平委員 1点確認したい。市内と市外にそれぞれ施設があつて、最大で何世帯入ることができるのか。

○こども家庭相談課長 最大で今は3世帯である。

この市内の施設には最大30世帯入れるそうであるが、本市が勧めて入れるかどうかは、私立であるので確保はしていない。

○とくたけ純平委員 分かった。何かデータがあるわけではないが、必要な方の数に対して今入居者が少ない可能性があると思ったので、非常にデリケートなところではあると思うが、必要な方に使っていただけるようお願いできればと思う。

○西村 敦委員長 ほかに質疑はあるか。

休憩する。

午後4時53分休憩

午後4時54分開議

○西村 敦委員長 再開する。

お諮りする。

以降の議題については明日審査することにしたい。これに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村 敦委員長 御異議なしと認める。よって以降の議題については明日審査することに決した。

---

○西村 敦委員長 本日はこれをもって散会する。

午後4時55分散会